

田原市定住・移住促進奨励金 手続きの流れと期限

1 書類提出期限等について

奨励金が交付されるまでには、以下のタイミングで2回の書類提出が必要です。

1回目 建築工事請負契約を締結し、建築確認の申請後：認定申請書

- ・対象住宅に対する建築確認申請後に建築確認済証を受領した後、提出してください。
- ・建売住宅購入の場合は、売買契約の締結後、提出してください。

※下記に該当するときは連絡が必要です。

- ・認定申請時から大幅な変更があるとき
- ・住民票の異動、建物の所有権登記が当該年度の3月末までに完了しないことが分かったとき
- ・建築工事、建売住宅の売買を中止しようとするとき

2回目 対象住宅に居住を開始し、所有権保存登記が完了後：交付申請書・請求書

- ・検査済証の交付を受け、所有権登記・住民票の異動が完了後、提出してください。
- ・当該年度の3月31日までに提出してください。

2 書類提出時の注意事項

- ・申請者本人またはそのご家族の方が提出してください。業者による代行は認めていません。
- ・市役所住宅政策課(北庁舎2階)まで直接提出してください。各支所の窓口での受付、郵送による受付は行っていません。

3 フラット 35 地域連携型について

- ・当奨励金の申請者は、「フラット 35」の借入金利を一定期間引き下げる「フラット 35 地域連携型」が利用できます。利用には利用申請書の提出が必要となりますので、申請時にお申し出ください。

4 提出先・お問い合わせ先

田原市役所 都市建設部 住宅政策課

住所 〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1

電話 0531-23-3684(直通)

メール jusei@city.tahara.aichi.jp

窓口受付時間 平日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

5 流れと必要書類

